平成２３年（フ）第１９０号
千葉県君津市西坂田４丁目９番３号　107
債務者　恩田　伸一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県木更津市東太田２丁目11番22号
債務者　長瀬　重保
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６１６号
石川県河北郡内灘町字千鳥台３丁目90番地
債務者　吉島　　智
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２４号
金沢市大額３丁目234番地１　パークウエストＡ２号室
債務者　木下　玉恵
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
金沢市畝田西４丁目60番地３
債務者　西脇　淳司
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
金沢市上荒屋６丁目338番地３
債務者　井上　宏子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
石川県白山市白山町135番地19
債務者　北沢　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５２号
長野県安曇野市三郷明盛776番地６
債務者　小山　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６７０号
岐阜県郡上市大和町名皿部275番地１
債務者　古谷すま子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０４号
愛知県一宮市祐久字九百坪148番地１
債務者　服部亜矢子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
三重県名張市東田原626番地13
債務者　喜多　政和
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４１号
広島市西区古江上２丁目430番地の１　307号
債務者　板本　嘉信
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６号
広島市西区観音本町１丁目10番14―601号
債務者　横溝　千信
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３号
山口県下関市細江町２丁目４番１―708号
市営細江住宅、前住所山口県下関市熊野町３丁目５番24号
債務者　前田　一秋
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７号
山口県下関市貴船町３丁目１番33―501号
新町ビル、前住所山口県下関市富任町５丁目１番24号
債務者　中務　隆治
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６号
愛媛県今治市本町４丁目１番地の11
債務者　横田千津子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７号
愛媛県今治市本町４丁目１番地11
債務者　横田　健一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４号
福岡県柳川市間1251番地８
債務者　緒方ゆり子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係